

◎入札公告

茨城県道路公社所有財産（土地及び建物）の売り払いに係る一般競争入札を次により行う。
令和3年1月6日

茨城県道路公社
理事長 富永 幸一

1 売払財産

物件 番号	土地及び建物の所在及び地番	種別	公簿 地目等	実測面積 (㎡)	予定価格 (税込み) (円)
1	坂東市長須字松下6099番1, 6136番1, 6136番2, 6136番3, 6137番1, 9621番1, 9622番3, 9648番3, 9655番3, 9656番4, 6137番5, 6158番1, 6158番3, 6159番3, 6162番1, 11440番, 11441番, 11442番, 11443番, 11444番 (旧下総利根大橋有料道路管理事務 所敷地：建物付)	土地	宅地 一部雑種地	5,510.20	22,830,000
		建物	事務所	351.11	

2 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(2) 茨城県暴力団排除条例（平成22年9月28日茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

3 入札書及び入札参加申込書類の提出方法

入札書及び入札参加申込書類は、持参により提出すること。

4 入札心得書及び契約条項を示す場所、入札書及び入札参加申込書類の提出場所並びに開札の場所

(1) 入札心得書及び契約条項を示す場所

水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社業務部業務管理室

(電話 029-301-1131)

(2) 入札書及び入札参加申込書類の提出場所

水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社

(3) 開札の場所

水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社

5 入札書の受領期限

令和3年1月22日(金)午後2時

6 開札の日時

令和3年1月22日(金)午後2時

7 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札, 入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は, 無効とする。

8 入札の回数

入札の回数は, 1回とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

10 入札参加申込書類の提出期間

この公告の日から, 上記5に示す入札書の受領期限の30分前まで

11 入札保証金

入札参加者は, 入札金額の100分の10以上の金額(1円未満切上げ)を, 入札保証金として納付すること。

入札参加者は, 現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券(銀行振出し小切手に限る。)により, 上記5に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に, 上記4(2)に示す場所において納付すること。

なお, この入札保証金には, 利子を付さない。

12 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が道路公社の指定した期日までに売買契約を締結しないときは, 落札は無効となり, 前記11の入札保証金は, 道路公社に帰属する。

13 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は, 道路公社の示す契約条項により道路公社と土地及び建物売買契約を締結するとともに, 売買代金を, 道路公社が発行する納入通知書により一括して, 道路公社の指定する日までに道路公社指定金融機関に納入するものとする。

14 消費税及び地方消費税

売払財産は, 課税財産と非課税財産とが混在する財産(土地と建物の一括売り払い)である。

15 現地説明の日時及び場所

現地説明会は設定しておりませんので, 必ず現地をご確認のうえ, 入札にご参加ください。

物件調書

◎ 物件概要〔物件番号1〕

茨城県道路公社

所在及び地番		茨城県坂東市長須字松下	
宅地		6099番1、6136番1、6136番2、6136番3、6137番1、9621番1、9622番3、9648番3、9655番3、9656番4、11443番、11444番	
雑種地		6137番5、6158番1、6158番3、6159番3、6162番1、11440番、11441番、11442番	
地積		宅地 (実測面積) 4,541.19㎡ (登記簿面積) 4,541.19㎡ 雑種地 (実測面積) 969.01㎡ (登記簿面積) 965㎡	
地目及び形状		地目	宅地、雑種地
建物の概要		形状	図示のとおり
接面道路の幅員		東側に10mの県道(岩井関宿野田線) 出入り間口(2箇所)10m、6m	
法令制限等	都市計画区域	市街化調整区域	
	用途地域	指定なし 現況宅地:都市計画法第34条第14号の規定に基づき、茨城県開発審査会付議基準第3-2及び包括承認基準16により開発審査会の議を経る用途は、前事務所と同種類の用途で自己の業務に限る。	
	指定建ぺい率	60%	
	指定容積率	200%	
供給処理施設の概要	事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-332
	上水道	有	坂東市役所(上下水道部水道課) 0297-35-2114
下水道(浄化槽)	要設置	敷地内処理のための浄化槽設置が必要	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、下総利根大橋有料道路管理事務所等の跡地です。 ・契約に要する印紙税、登記に要する登録免許税等は、購入者の負担です。 ・購入後の不動産取得税(県税)、固定資産税は、購入者の負担です。 ・市街化調整区域であるため、使い方によっては都市計画法上の制約があります。 ・本物件内の事務所以外の施設(事務所の付属施設、植栽施設、標識塔、トイレ等)についても現状有姿での引渡しとなります。 		

※ 詳細につきましては、茨城県道路公社まで、お問い合わせ下さい。

茨城県道路公社 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 (TEL)029-301-1131

① [坂東市側から撮影]



② [事務所建屋を撮影]



③ [野田市側から撮影]



④ [駐車場を撮影]



◎ 位置図

